

令和元年6月24日現在

機関番号：34305

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K01930

研究課題名(和文)法曹の女性化とダイバシティの可能性：ジェンダー視点による法的支援の実質化に向けて

研究課題名(英文)Feminization of lawyers and the possibilities of diversity: towards the realization of legal supports from gender perspectives

研究代表者

澤 敬子(SAWA, Keiko)

京都女子大学・現代社会学部・准教授

研究者番号：60340444

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、法曹の女性化(女性の増加と地位向上)とジェンダー観点からの法的支援の間にある関連性と課題を探るために、法曹のダイバシティ研究が進んでいる国々の理論的到達点の検討や国内での法曹、特に女性弁護士への聞き取り調査等を行った。

女性の法的差別がより顕著であった時期におけるジェンダー観点からの法的支援を可能にしたものについてのより深い検討が必要であること、女性弁護士の働き方が大きく変わりつつある中での支援の形態の検討の必要性が明らかにされた。裁判官については、数の増加にとどまらない多様な形で法曹の女性化と、ジェンダーバイアスをなくすための抜本的な対応が必要であることが明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の学術的意義としては、法曹の女性化とジェンダー支援の関連をめぐり理論的視座を構築するための基本部分が整理されたことにある。

本研究の社会的意義としては、それにより、近年の女性法曹、特に女性裁判官の増加によって十分とみなされがちな女性法曹の増加が、ジェンダー支援のために必要な最低限のものとして定位され、法曹による多様な取り組みの必要性が示されたことにある。特に日本のジェンダー状況における裁判官の持つ社会的意義の重要性を再度指摘し、法曹が自らのジェンダー・バイアスを取り去るための取り組みの意義を明らかにした。日本のジェンダー(法)状況の独特の困難さとその問題性も提示している。

研究成果の概要(英文)：In order to investigate the correlation between and issues of legal feminization (increase in number and improvement of the status) and legal support from gender perspectives, we engaged in studying on the results of the researches in the countries where the diversity studies on lawyers are advanced, and on the survey on the domestic lawyers. As for the women lawyers, in Japan before the legal reform, clarified was the need for a deeper examination of what made it possible to provide a variety of legal and ex-legal gender supports at a time when the number of the women lawyers were quite small. Secondly, the necessity of examining and seeking for the new forms of gender supports when the women lawyers are undergoing a transformation of the form of working after the legal reform. As for the judges it has become clear that it is needed to feminize the profession in various ways beside increase in number and to seek for and prepare more drastic measures to eliminate gender bias.

研究分野：法社会学、ジェンダー法学

キーワード：司法 ジェンダー 法曹

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

## 1. 研究開始当初の背景

ジェンダー法のような社会や政治・司法・行政分野における多様で複雑な抵抗を受け易い法に関しては、これらについての法政策、法理論だけでなく、その進展に強大な影響力を持つ法曹との関連性の検討及びこれらについての理論的視座が不可欠である。このような理論的視座構築の手掛かりとして、本研究では女性法曹とダイバシティ論に注目することとした。

本研究開始時点での日本における女性法曹の割合は、欧米諸国での圧倒的な増加に比較すると全く僅かながら、20年間増え続けており、2013年における全裁判官中の女性裁判官率は18.2%(女性裁判官670名)、女性検察官率14.9%(女性検察官391名)、女性弁護士率21.43%(女性弁護士5936人)であった。たとえば弁護士については、1990年からの約20年間での男性弁護士数の増加率が約2倍であるのに対し、女性弁護士数の増加率は約8倍である。弁護士を始めとした法曹の状況は、その数によってだけでなく、法化社会の進展と司法改革以降の階層化とグローバル化を含む急激な職域の変化のなかで、大きな分岐点にあると考えられた。

以上のような女性法曹の増加と状況は、ジェンダー視点からの法的支援にどのような影響を与えるであろうか、また彼女らによる法的支援がジェンダーの視点から、より実効的なものであるために、どのような方策がとられるべきであろうか。本研究は、先の理論的視座構築を長期的視野に入れながら、女性法曹がジェンダー法領域で果たしてきた役割と機能を分析しつつ、以上のようなきわめて実践的な問いに答えるべく法社会学の観点からアプローチするものである。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、法曹の女性化(女性の増加と地位向上)がジェンダー視点からの法的支援の実質化に貢献しうる可能性と条件を明らかにする国際比較に向けての準備的な研究を行うことにある。そのため、

(1) 国内での法曹に関する調査・研究、女性弁護士については聞き取り調査を組み込み、法曹の女性化とジェンダー観点からの法的支援の間にある関連性と課題を探り、今後の質的・量的調査の検討枠組を明らかにする。

(2) 法曹のダイバシティ研究が進んでいる国々の理論的到達点やそのダイバシティ施策を明らかにしたうえでこれを参照する。

(3) 日本のジェンダー法の進展に関わる法過程における法曹の機能を正確に評価し研究に組み入れるため、ジェンダー法の展開と法曹の関連を法社会的な観点から位置づける作業を行う。

## 3. 研究の方法

(1) ジェンダーに関する権利についての法的支援における、女性弁護士の現状と課題を、性弁護士らの聞き取り、日弁連の報告書を始めとした文献調査によって検討する。その際、日本のジェンダー法の歴史的進展と関連付けてこれらを位置付ける。

(2) 法曹のダイバシティ、特に裁判官のダイバシティについて、内外の理論や報告を検討しかつ日本における現状分析を行ってこれを考察する。

(3) 変化するジェンダー法課題における法曹の機能を把握するため、近年のジェンダー課題における法曹の位置づけや意義を含めてこれを検討する。

(4) これらの検討を、「ジェンダーと法曹職」に関わる国際的なネットワークの研究活動に参加しその発表の場で順次報告を行うことで、世界的な基準と理論を参照しつつ研究を行う。

## 1. 研究成果

(1) ジェンダー支援の形態は、日常業務における相談や代理を中心とした活動のなかに組み込まれているもの、裁判支援を中心とした代理活動、及び代理以外の諸活動に大別できる。戦後、弁護士希少性由来する安定した経済社会的地位と基盤によって、また社会参加への動機づけが共有されていたことによっても、弁護士による裁判支援等が広く行われていた。女性弁護士らは、日常業務においては家事関連業務が扱う案件の多くを占める状態であったが、政治・行政過程からとも排除されていたジェンダー課題について、とりわけ労働・セクハラなどの分野で、代理人として粘り強い取り組みを当事者や支援団体らと行ってきた。当事者を始めとした女性たちにとっては明らかな差別事象ながら性差別への社会的な認識が不十分な中、当時の裁判所の積極的な応答も寄与したため、これら裁判の成果は女性の権利の前進に大きな貢献を行ってきた。しかしそれだけでなく、女性弁護士らは、法運動への関与、政治行政過程のアクターへの転身(議員、市長、審議会委員) 弁護士としての国際活動への参加、弁護士会の委員会委員等としての諸活動など、代理以外の諸活動にも広く関与してきた。弁護士会において男性弁護士に比して数的にも立場的にも圧倒的なマイノリティの状況にありつつも(1966年:女性117人(全弁護士の1.5%)、1995年:1068人(6.9%)) またはあったからこそ、社会に浸透していた性差別に対して、女性運動家や女性政治家と並ぶ重要なアクターとして幅広く対応しようとする姿勢と取り組みが顕著に見られた。(Keiko SAWA “Female Lawyers and the Legal Academy in Japan”, RCSL Women/ Gender in the Legal Profession, 2016.)

(2) これに対し、司法改革以降については、女性弁護士への聞き取りと日弁連報告書(『自由と正義』臨時増刊号「弁護士業務の経済的基盤に関する実態調査報告書2010」等)他の文献調査から以下のことが明らかになっている。司法改革以降の弁護士数そのものは倍増しているが(2000年:17,126人 2015年36,415人)訴訟数の増加が見られないなかで、特に30代以下の若手弁護士では男女に関わらず収入が低下し公益訴訟への参加機会も減じている。女性弁護士率は2015年に18.2%ながら、20歳代、30歳代では25%に近付いている。2010年における資料によれば、81.6%の女性弁護士が弁護士を志望した理由にジェンダー平等の達成を挙げており、また自身の弁護士としてのジェンダー平等については、67.5%が「満足」としている。しかし、彼女らが扱う領域については、医療過誤問題などへの拡大は見られるものの、司法改革前と変わらず、家事関連、特に離婚争訟が扱う案件の多くを占めるという点では変化はなく、男性に比して収入も低い。なお、家事関連での専門化、特に子の親権の分野での専門化も生じてきており、そこには男性弁護士の進出も見られる。近年特に増加しているのが、ワークライフバランスへの考慮がしやすいインハウス・ロイヤー(組織内弁護士)という労働形態であり、インハウス・ロイヤーの4割を女性が占めている。300人以上の弁護士を擁する巨大ビジネスローファームに就職する女性弁護士も増えているが、アソシエイツ、パートナーになっている女性は男性に比して少ない。以上から、司法改革以降の変化の中で、従来の女性の権利を促進するような伝統的な労働パターン自体は減じているものの、増加に伴い女性弁護士の労働形態が変化するとともに、リーガルサービスのタイプに影響を与え、より広い領域の法と関わるようになってきていることが見て取れる。女性の増加とともに、その働く領域が、今までのような裁判中心から仲裁や予防法領域、また家事関連・労働争訟分野から他領域への広がりが予想される。(Chihara WATANABE, “Specialization and Stratification of Women Lawyers in Japan”, 3rd ISA Forum of Sociology, 2016.)

司法改革の前後を比較すると、司法改革前においては、女性弁護士の数的な割合そのものよりも、きわめて厳しい法的な女性差別状況の改善可能性に関わりうる強力なアクターの希少さのなかで、女性弁護士への強い役割期待が存在し、またこれに応えようとする弁護士側の価値

の共有とこれを可能にした社会経済的基盤の存在が見て取れる。他方、司法改革後については、これらの裁判支援での代理や代理外の諸活動は継続されてはいるが、数の増加と同時に起りつつある、本研究で見た労働形態の多様化の中で、日常業務におけるジェンダー支援を始めとした支援の状況が変化することは避けがたく、今後のジェンダー支援の形態と可能性の検討が必要であろう。

(3) 女性法曹の増加と地位については、法社会学的観点からの国際比較研究において、「女性の増加に伴い女性法曹の低地位が自然解消され男性並みになる」とするtrickle-up仮説が多くの国で否定されており、法曹固有の男性文化はほぼ維持されそのうえで性別による法曹職での階層分化がより進む、という結論が出されていた。(Shultz, Ulrike et al.) また、海外での司法におけるジェンダー・ダイバシティ研究から、女性の増加が大きな意義を持つ一方で、裁判官の性差と判決の関連性の研究から、女性の増加によってジェンダーの権利が実質化するだろうとは必ずしも簡単にはいえないことが明らかにされた。しかしながら、女性の増加が、その存在と組織でのありかたを通して男性裁判官のジェンダー観に影響を与える可能性、組織の在り方を変える可能性も指摘されている。但し、その際になんらかのアファーマティブな取り組みがないままでは、裁判官においても女性の階層化、周辺化が生じやすい。(澤敬子「司法におけるジェンダー・ダイバシティと権利の実質化」『法社会学』、無、82号、2016、140 - 153頁。)

(4) 日本における裁判官のジェンダー・バイアスの存在については指摘されて久しいが、そのようなバイアスについては、任官以前の家庭、学校、社会教育など社会化の過程を通して身に着けられてきたものであるだけでなく、その後のキャリアに伴う特徴(家庭・日常経験、職場経験)から、キャリアの階梯を進む中でむしろそれが強化される可能性が指摘された。このようなジェンダー観を減少するには、日本で従来からの裁判官の継続研修方法とされている女性の権利に関する講演会、近年開始された性犯罪被害者の支援者や臨床心理士、弁護士らの講演を聞く研修等にとどまらず、キャリアの特徴を構成する組織の在り方を含む検討と、海外の多様な取り組みを参考にした、ジェンダー・バイアスを減らすための効果的な方策が重要な課題として上がってくるだろう。(Keiko SAWA “Gender Bias and Gender Diversity of Judiciary in Japan: what makes it difficult to change”)

(5) なお、近年の家族法分野での最高裁判例については、他の分野に比べると最高裁が積極的に判例形成を行っているとはいえ、違憲訴訟では、「家族観」や「家族状況の変化」等、社会や社会意識の変化に応じて違憲判断を導くような判断が出ている。他方で、親子関係の形成においては生殖補助医療やDNA鑑定が発達によって、新たな親子関係の発生やその確認ができるようになっているが、最高裁は法律婚における嫡出推定主義を徹底し、血縁主義からは遠ざかる判断を導いている。こうした家族法関連の判例はジェンダー分野でも大きな影響を与えうるが、裁判でも特に言及がない場合が多く、どのような影響を与えるかは現状では必ずしも明らかではないことが指摘されている。(Chihara WATANABE “Gender and Science: Institutional and discourse analysis of recent Supreme Court rulings of family law cases”, R CSL/SDJ Annual Meetings, 2018.)

(6) 以上、数の問題に留まることのない多様な形で法曹の女性化の促進が、ジェンダー支援のための基本的な要請であることは明らかになったが、加えて、近年のジェンダー課題に関する社会的な応答(#me too、セクハラ・刑法改正、女性議員への攻撃、インターネットによる女性への暴力)の研究者らによる検討により、告発当事者のスティグマ化に見られるようなジェンダーに関わる告発の困難性だけでなく、根強い人権侵害と女性差別の存在を明らかにしな

いまま紛争を終わらせようとする方向性が存在すること等が指摘された。女性の雇用や昇進への取り組みが声高に取り上げられることで、女性の権利と法が進展しあたかも女性が優越的な立場にあるかのようなイメージが振り撒かれる一方、現実の場では構造的なマイノリティとして複合的な差別状況に閉じ込められたまま、仕事の継続を望む中で声を上げるどころか相談することによってさえ、よりスティグマ化されてしまう現代日本のジェンダー（法）状況を、どのような形で取り出し、法と社会の主題として捉え直していくのかについての検討が必要である。また、このような法の論理以外のものに未だ影響を受けやすい社会においては、政治過程に対して司法過程、特に裁判所の判決が相対的により大きな意義を持つことになるため、法曹が自らのジェンダー・バイアスを自覚し取り去るための方策の検討と実施は、社会に対して極めて重要な意味を持つものと考えられる。

<引用文献>

Shultz, Ulrike et al. Women in the World's Legal Professions, Hart Publishing, 2003.

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計3件)

三輪敦子「「ジェンダーに基づく女性に対する暴力」をめぐる国際的な動き」『NWEC 実践研究』、無、9巻、2019、27 - 53 頁。

澤敬子「司法におけるジェンダー・ダイバシティと権利の実質化」『法社会学』、無、82号、2016、140 - 153 頁。

三輪敦子「『ジェンダー主流化』に向けて 世界の変化・日本の状況」『開発教育』、無、63号、2016、12 - 20 頁。

〔学会発表〕(計13件)

南野佳代「日本の #Me Too の特徴と困難さー被害者像を中心に」、第23回ジェンダーと法制フォーラム、2018年。

手嶋昭子「日本における #Me Too と刑法改正」、第23回ジェンダーと法制フォーラム、2018年。

Chihara WATANABE “Gender and Science: Institutional and discourse analysis of recent Supreme Court rulings of family law cases”, RCSL/SDJ Annual Meetings, 2018.

Keiko SAWA “On a Supreme Court Decision on the Same Surname System: What Can Be Expected of Gender Diversity of Judiciary in Japan”, RCSL/SDJ Annual Meetings, 2018.

Akiko TEJIMA, “Roles of Police and Courts in Anti-Stalking Measures in Japan”, Asian Law and Society Association, 2017.

渡辺千原「法社会学の動向」、法社会学学会学術大会、2017年。

Keiko SAWA “Female Lawyers and the Legal Academy in Japan”, RCSL Women/Gender in the Legal Profession, 2016.

Keiko SAWA “Gender Bias and Gender Diversity of Judiciary in Japan: what makes it difficult to change”, 3rd ISA Forum of Sociology, 2016.

Chihara WATANABE “Specialization and Stratification of Women Lawyers in Japan”, 3rd ISA Forum of Sociology, 2016.

渡辺千原「裁判における科学と社会」『科学技術社会論学会』、2015年。

〔図書〕(計3件)

渡辺千原、信山社、「プロフェッション概念再考 ポスト司法制度改革後の弁護士役割に向けて」『現代日本の法過程 上巻』、上石圭一・大塚浩・武蔵勝宏・平山真理編、2017年、全755頁、担当437-365頁。

三輪敦子、学文社、「SDGsと開発教育」田中治彦・三宅隆史・湯本浩之編著、「ジェンダー」、2016年、235-259頁。

## 6. 研究組織

### (1) 研究分担者

研究分担者氏名：渡辺 千原

ローマ字氏名：Chihara WATANABE

所属研究機関名：立命館大学

部局名：法学部

職名：教授

研究者番号(8桁)：50309085

研究分担者氏名：三輪 敦子

ローマ字氏名：Atsuko MIWA

所属研究機関名：世界人権問題研究センター

部局名：その他部局等

職名：研究員

研究者番号(8桁)：90414119

研究分担者氏名：南野 佳代

ローマ字氏名：Kayo MINAMINO

所属研究機関名：京都女子大学

部局名：法学部

職名：教授

研究者番号(8桁)：60329935

研究分担者氏名：手嶋 昭子

ローマ字氏名：Akiko TEJIMA

所属研究機関名：京都女子大学

部局名：法学部

職名：教授

研究者番号(8桁)：30202188

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。